



平成 23 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 **ゲオ**

本 社 住 所 愛知県春日井市宮町一丁目 1 番地 1

代 表 者 名 代表取締役社長 森原 哲也

(コード番号：2681 東証・名証 第一部)

問 合 せ 先 取締役副社長 久保田 貴之
(TEL0568-33-4388)

不適切な会計処理に関する関係者の処分と再発防止策について

当社は平成 23 年 5 月 19 日に「当社連結子会社における不適切な会計処理に関する調査結果等のご報告」を公表いたしました。が、外部調査委員会の報告内容を真摯に受け止め、当社および子会社の関係者の処分と再発防止策を下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 関係者の処分及び責任

本件不適切な会計処理に関する実行者及び管理者並びに当社取締役の責任を明確にするため、以下のとおり処分を行います。

(1) 当社及び子会社(株)リテールコム在籍者に対する処分

(株)リテールコム	プロダクト部部长	懲戒解雇
(株)リテールコム	管理部マネージャー	懲戒解雇
(株)ゲオ	商品購買部主任	懲戒解雇
(株)ゲオ	商品購買部主任	諭旨解雇

(2) 当社取締役に対する処分

(株)ゲオ	代表取締役社長	森原 哲也	報酬の 40%を 3ヶ月減額
(株)ゲオ	取締役	遠藤 結蔵	報酬の 40%を 3ヶ月減額
(株)ゲオ	代表取締役会長	沢田 喜代則	報酬の 10%を 3ヶ月減額
(株)ゲオ	取締役副社長	久保田 貴之	報酬の 10%を 3ヶ月減額
(株)ゲオ	取締役	吉川 恭史	報酬の 10%を 3ヶ月減額
(株)ゲオ	取締役	大橋 一太	報酬の 10%を 3ヶ月減額
(株)ゲオ	取締役	清水 松生	報酬の 10%を 3ヶ月減額

なお、本件不適切な会計処理発生当時、(株)リテールコムの代表取締役社長であった渋谷直人は本件の責任を取り、平成 23 年 5 月 20 日付けで(株)リテールコムの取締役を辞任しております。

2. 再発防止策

今後、かかる事態が二度と発生しないように、以下の通り再発防止策を講じ、当社及び当社グループ全体の内部統制システムを強化していくと共に、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上やリスク意識の改革を図ってまいります。

(1) 原因行為を予防するための方策

ア. 商品購買部における業務プロセスの見直し

今回の一連の不正行為の「温床」になった商品購買部における業務プロセスを抜本的に見直します。特に、職務権限基準表に定めのない不文律（1000万円未満であれば上長の承認なく発注できるというもの）を廃止し、職務権限基準表をはじめ、職務分掌に係る規程の内容を見直し、組織長以下の責任・権限の設定と周知徹底を図り、不正の抑止・防止できる体制を構築いたします。また、商品購買部における購買業務プロセスにおけるリスクを洗い出し、リスクが高く、異常性のある取引を識別し対処するための内部統制を構築し、その機能が有効であることを検証する仕組みを整えます。

イ. 一人部署の洗い出し及び改善

当社グループ全社的に、担当者一人の意思により一定以上の対外的取引や資金決済を完結することが可能となる業務プロセスを抽出してリスクを洗い出した上で、他の部署との併合も視野に入れながら一人部署の解消を図り、特定の従業員に業務及び権限が集中するという状況を排除するよう改善するとともに、複数の担当者の職務分掌を明確にして、担当者間で適切に相互牽制を働かせる体制を構築いたします。

また、小規模子会社等で一人部署の解消が困難な場合は、当社からの牽制が効く別の手段を構築いたします。

ウ. 予防措置を機能させる

これまで十分に機能していなかった予防措置を機能させるため次のような策を講じます。

A. 業務において、上長による事前承認、処理担当などを明確に分けることによって、組織内の相互牽制機能を高める。また、権限を委任する場合でも、ダブルチェックや事後承認を必要とするように関連規程を改訂し、それらのルールは当社のみならず、グループ各社にも徹底させます。

また、グループ会社各社の規程整備状況を当社の監査部において把握し、上記方針に副わない規程については改訂を促します。

B. 子会社と当社との契約及び担当役員を通じて、法的にも実質的にも当社グループの統治方針を遵守することを子会社にも徹底いたします。これには、子会社の社内諸規定を当社グループ統治方針に沿って改訂することを義務付けることを含むものいたします。

C. 規程の厳格な運用を図るため、次のことを当社グループにおいて実行いたします。

①規程の運用状況の定期的（あるいは、抜き打ち的）なチェック。

②規程を遵守しなかった場合は懲罰対象となることの周知を図る。

③規程が遵守されていない部署・子会社の管理職に対する懲罰等の処分。

④規程違反も内部告発の対象としたうえで、グループ各社従業員に周知させる。

⑤「規程を守るべき価値・意義・メリット」を従業員に理解させるため、実効性を欠く規程については適宜改訂を図るほか、その見直しを従業員側から提言できる制度を設置し・周知を図る。

エ. 不正取引に手を染めないように心理的バリアを高くする。

当社は「ゲオグループ行動基準」に関するパンフレット、「コンプライアンスハンドブック」などを作成して、既に役職員に配布していますが、それらの内容を再度周知徹底いたします。そのためには、定期的な研修等を通じて、当社のみならず、グループ会社の役職員のコンプライアンス意識、モラル意識の向上を図ってまいります。

具体的には、社内規程に違反した場合の厳正なる人事処分及び処分内容を公表し、不正取引を発見する制度を機能させることにより、「たとえ不正行為をしても見つかる」ことを示し、不正行為をする前に思いとどまるような意識を醸成してまいります。

また、毎年1回、「不正行為を行っていない。懲戒規程を知っている。不正行為を行えば懲戒規程に従って処分されることを認識している。今後も不正行為を行わない」旨の誓約書を当社グループ全役職員に提出させ、意識喚起を促してまいります。

オ. 人事における定期的なローテーション

基本的には、担当者が一つの部署に長く在籍しないように在籍期間の上限規程を設けます。特に、不正行為の温床となるおそれのある部署の在籍期間を短縮し、定期的なジョブ・ローテーションを実施して一定の取引先との癒着や不正行為の隠蔽が行われにくい環境を整えます。

また、グループ各社の人員の異動状況については、当社においても人事部門において把握し、定期的なローテーションが行われていることをチェックいたします。

(2) 原因行為を早期に発見するための方策

ア. 不正取引を発見する制度的手当

内部監査部門による子会社の業務監査を実行いたします。

具体的には、①子会社の決算・財務報告プロセス、業務プロセス、リスク管理及びコンプライアンスについても内部監査の対象とし、②子会社にて、当社に対し、内部統制が有効に機能しており不正もないという宣誓書を提出させ、③上場子会社以外の各子会社につき、一定の頻度でかかる内部監査を実施いたします。

また、不正取引が発生しやすい取引を扱う部署・子会社に対しては、不定期で監査を実施するなど、有効性を高めてまいります。

イ. 不正取引の兆候を把握する施策

A. 各種の不正取引については、「内部通報の対象とすべき行為である」との意識を徹底する啓蒙に欠けていたため、不正な取引、不正な金銭・利益の受領は、当然に内部通報の対象行為、対象事実として発見者に通報義務があること及び通報者に対し一定の評価が与えられることを当社グループ内に周知徹底させます。

その具体的な方法としては、年に数回程度、グループ各社の従業員向けに、内部通報窓口から連絡指示書を展開し「不正取引も内部通報の対象である」旨通知することなどを行います。

さらに「不正取引かは明確には分からないが、何か変・不自然である、いつもと違う」という取引についても上長に報告することに加え、内部通報によって会社に知らせることが義務であることを徹底いたします。

B. 更に次のような策も推進してまいります。

- a. 事実上同一の取引先とが仕入れ先と販売先になっていないかなどをチェックするため、取引先の実体（経営者、所在地、従業員数など）などのデータを子会社及び当社双方で把握すること。
- b. 売掛金、仕入債務、貸付金、未払金等の推移とそれらの相手先から異常な兆候を把握できるよう、データを整備しアクセスできる仕組みを構築すること。

ウ. 担当役員への徹底

担当役員の問題意識を高めるため、前述の方策の実施状況を子会社の取締役会のみならず、当社の取締役会等における定期的な報告事項といたします。

(3) 不適切な会計処理等を早期に発見する方策

通常あり得ないような請求書・納品書・在庫証明書などが証憑として提出された場合は別として、本件のように外見上は正しく発行された書類を証憑として提出された場合には、経理処理段階で不正を発見することは容易ではありません。したがって、上記の原因行為の予防策と不正を早期に発見する方策を早期に実現することにより、不適切な会計処理等が発生しないよう、組織的に対応することを推進してまいります。

以上